

一 般 質 問 通 告 書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

平成 30 年 8 月 22 日
東村山市議会議長 あて

議席番号 4 番
質 問 者 おくたに 浩一

記

1. 平成 30 年度一般会計予算討論の要望事項について

平成 30 年度一般会計予算について、当時の民進党会派・4 月から立憲民主党会派としては、①みんなで進めるまちづくり条例の住民投票条例について検討スケジュールを作成すること、②東京都に対するコミュニティバスへのシルバーパス支援拡大の要望を続けるとともに、西武バスとの協議も進めること、③引き続き久米川テニスコート借地料の減額交渉を行うこと、④委託契約においては、その仕様書の内容をしっかりと遵守すること、以上の4点を要望し、賛成の討論とした。

平成 30 年度も半年が過ぎ、我が会派の要望事項についての取り組み状況を以下、伺う。

- (1)「みんなで進めるまちづくり条例の住民投票条例について検討スケジュールを作成すること」について、どのように取り組んでいるか伺う。
- (2)「東京都に対するコミュニティバスへのシルバーパス支援拡大の要望を続けるとともに、西武バスとの協議も進めること」について、どのように取り組んでいるか伺う。
- (3)「引き続き久米川テニスコート借地料の減額交渉を行うこと」について、どのように取り組んでいるか伺う。
- (4)「委託契約においては、その仕様書の内容をしっかりと遵守すること」について、どのように取り組んでいるか伺う。

2. 秋水園にサッカー・フットサルグラウンドを

平成30年3月に東村山市ごみ処理施設のあり方検討会の最終報告書がまとめられた。

平成28年7月から平成30年3月まで計13回の会議を開催され、市が策定するごみ処理施設整備基本方針や基本計画の前段として「ごみ処理施設のあり方」の検討をされたものである。これからの秋水園のあり方について、以下伺う。

- (1)「<施設整備用地>については、現実的には秋水園が適地であると集約しました。<ごみ処理施設整備スケジュール>については、各工程を通して、東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例の趣旨に則り、市民意見を伺いながら事業を進めることが必要であることを 確認しました。」とある。

東村山市みんなで進めるまちづくり基本条例の趣旨に則り、来年予定されている市長・市議会議員選挙と同時に「秋水園にごみ処理施設を再整備することについて」住民投票するべきと考える。見解を伺う。

(2) 平成30年度東村山市一般廃棄物処理基本計画の実行計画では、今年度の具体的な取り組み内容で、「平成29年度に作成されたごみ処理施設のあり方検討会の最終報告書の内容を受け、基本方針素案の検討を行う。基本方針素案の内容を市民説明会等で幅広く周知するなど、ご意見を伺う機会を設け、基本方針策定に向け取り組んでいく。」とある。

具体的にどのように行っているのか伺う。

(3) 秋水園にごみ処理施設の再整備をするのであれば、子どもたちがサッカーやフットサルができる施設も併設を検討するべきと考える。見解を伺う。

3. 東村山市有料自転車等駐輪場指定管理者の募集について

市 HP に「平成 30 年度末で東村山市内 5 か所の有料自転車等駐輪場の指定管理の期間が満了することから、平成 31 年度から管理をしていただく指定管理者を広く募集します。指定期間は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 2 年間。指定管理者の選定方式は、公募型プロポーザル方式」と掲載されている。そこで以下、伺う。

(1) 指定期間を平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 2 年間にした理由を伺う。

(2) 今回の指定期間の変更で、全ての有料自転車等駐輪場の指定管理の期間が同じになる。次の指定管理者の選定の公募型プロポーザルからは、全部の有料自転車等駐輪場の指定管理者が同じになることのメリット、デメリットを伺う。

(3) わずか 2 年間の期間では、事業者にとってメリットはないのではないか。平成 33 年 4 月 1 日からの期間で公募型プロポーザル方式を採用し、今回の平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 2 年間は指定管理者を現在のサイカパーキングに随意契約とすることについて見解を伺う。